

介護支援専門員実務研修受講試験

県社会福祉協議会

受験資格 原則として、保健、医療、福祉の分野で通算5年（部10年）以上の実務経験を有する人

試験期日

10月22日（日）午前10時開始

試験会場

熊本学園大学、熊本大学

試験案内の配付期間

6月12日（月）～7月14日（金）

試験案内の配付場所 熊本県社会福祉協議会（福祉人材・研修センター）・各市町村社会福祉協議会（支所含む）・熊本県高齢者支援総室

受験申込の受付期間

7月3日（月）～14日（金）

受験申込の申込方法

受験申込書は、「試験案内」巻末の専用封筒を使用し、1通につき1人分を、必ず簡易書留により県社会福祉協議会（福祉人材・研修センター）あてに郵送してください（7月14日の消印有効）。

〒860-0842

熊本市南千反畑町3-7

熊本県総合福祉センター3階

社会福祉法人熊本県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター

☎096-322-8077

FAX096-324-5464

新幹線工事に伴う車両通行止め

県道338号八代不知火線の宇城市松橋町東松崎付近において、新幹線橋梁上部工事のため、以下の通り通行止めを行いますのでご協力をお願いします。

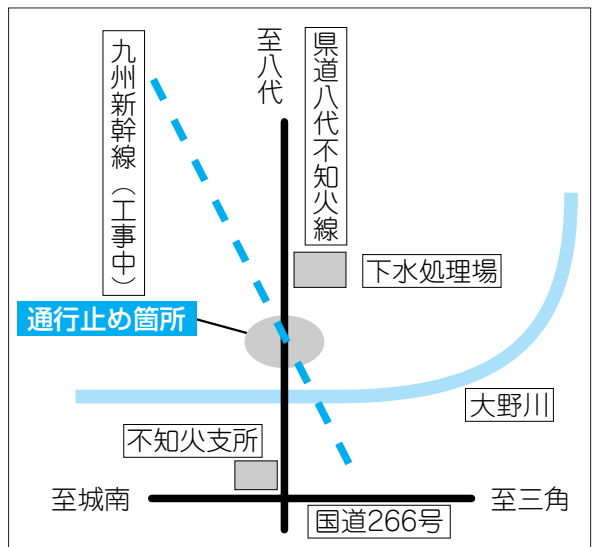
路線名 県道338号八代不知火線

規制場所 松橋町東松崎付近

規制期間 6月5日（月）～7月20日（木）（日曜日を除く）

規制時間 午後11時～翌朝5時

迂回路 大型車両は、国道3号へお回りください。普通車等は、交通誘導員の指示に従い迂回してください。



問合せ先

○施工者：極東工業・コーアツ工業JV ☎34-3595

○発注者：鉄道・運輸機構宇城鉄道建設所 ☎32-4009

○道路管理者：県宇城地域振興局維持管理課 ☎32-0803

○所轄警察署：宇城警察署 ☎33-0110

市民プール7月1日オープン

教育委員会松橋分室

開館期間

7月1日（土）～9月10日（日）

開館時間

（午前の部）

午前10時～午後1時

（午後の部）

午後2時～5時

（夜間の部）

午後6時～8時

休館日 毎週月曜日（祝日と重なる場合はその翌日）

利用料金（1回）

○中学生以下 110円

○高校生以上 200円

その他
○遊泳者は水泳用の帽子をご持参ください。
○小学校低学年（3年生以下）の大プールの利用は、保護者が一緒にご入水願います。
○引率者の入館は無料です。
○施設内では、係員の指示に従ってください。
○教室の開講などで、開館・閉館時間が変更になる場合があります。

研修大会並びに少年の主張大会

市P連 青少年育成市民会議

熊日NIE推進室長・越地真一郎氏による講演（研修会）と、各中学校から推薦された5人の代表による少年の主張大会を行います。市民の皆さまのご参加をお待ちしております。

期日 6月24日（土）

時間および内容

○午前9時30分～ 開会行事

○午前10時00分～ 研修大会

○午前11時40分～ 少年の主張

場所 ウイングまつばせ

☎33-1240

まこも植え付け体験

5月19日、豊野町糸石の水田（17㍓）で、豊野小学校の3年生39人が同町の特産品「まこも」の植え付けを体験。ぬかるむ足場に悪戦苦闘しながら、約400本の苗を一本一本丁寧に植え付けました。



福祉タクシー料金助成事業

福祉課

重度の障害者、障害児が市指定業者（7社と契約）のタクシーに乗車した場合、基本料金を助成します。福祉タクシー利用券の交付は1月につき1枚です。対象者 身体障害者手帳1級、療育手帳A1、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持する人

申請方法 手帳と印鑑を持参の上、所定の申請書にて申請してください。

☎32-1111

または各支所健康福祉課

パソコン講座を開催します

宇城広域連合

募集期間 7月3日（月）～5日（水）

講座名 ○仕事で役立つ

Access基礎 ○Excel活用

編・住所録とカレンダー作成

○Word活用編・案内状と広報

紙作成 ○デジタルカメラと電

子アルバム作成 ○ホームページ

※詳しくは、宇城広域連合発行

の広報誌をご覧ください。当

事務局へお問い合わせください。

☎32-4144

または各支所健康福祉課

私たちの資源・環境を守りましょう

平成19年度に農地・水・環境保全向上対策に向けての制度が導入されます。

○地域ぐるみでの農地や水を守る効果の高い共同活動を支援します。

共同活動への支援

農地・水などを守り、質を高める効果の高い共同活動を支援

■ため池・水路などの草刈り

■水路の生き物調査

○農業者以外の者（組織）を含めた活動組織をつくりましょう。

■活動組織づくりは、対象地域20ha以上を取りまとめ、農業者だけでなく、それ以外の構成員が参加することが必要です。

■活動組織で自主的に規約や活動計画を作成し、それに基づいて地域の資源や環境を守る共同活動に参加していただきます。

○現状維持にとどまらず、質的向上を図る活動計画をつくりましょう。

■活動計画の例として、誘導部分と基礎部分があり、施設の長寿命化や生態系、景観保全などの準備・計画・実践活動を企画、また資源の適切な保全管理においては、水路の溝ざらい、草刈り、農道の維持管理、砂利の補充などを実施。

支援の水準

	10a当り単価
水田	4,400円/10a
畑	2,800円/10a
草地	400円/10a

・国 1/2
・県 1/4
・市町村 1/4 } 予定

○市町村と協定を結びます。

■規約の作成では最低限盛り込んでいただく事項としまして、組織の名称、目的、構成員および役職の構成、それから、活動組織内の合意・決定方法を明らかにします。

※この補助事業は平成19年度一括採択で実施されます。平成20年度以降の追加は認められません。この制度を導入希望の活動組織は、6月28日（水）までにお申し込みください（中山間地域直接支払交付金対象地域を除く）。

このほか、詳しいことはお問い合わせください。

問合せ先

農林水産課 ☎32-1111（内線266・267）

または各支所産業課